

改正案	現行
<p>1～8 附則（略）</p> <p>9 退職の日において附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の規定の適用を受ける若年定年退職者に対する第二十七条の三第二項の規定の適用については、同項中「受けていた俸給月額」とあるのは「受けていた附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を俸給月額から減じた額」と、「政令で定める俸給月額」とあるのは「同号に定める額に相当するものとして政令で定める額に相当する額を政令で定める俸給月額から減じた額」とする。</p> <p>10 （略）</p>	<p>1～8 附則（略）</p> <p>9 退職の日において附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の規定の適用を受ける若年定年退職者に対する第二十七条の三第二項の規定（防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号）附則第十六条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、<u>第二十七条の三第二項中「受けていた俸給月額」とあるのは「受けていた附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を俸給月額から減じた額」と、「政令で定める俸給月額」とあるのは「同号に定める額に相当するものとして政令で定める額に相当する額を政令で定める俸給月額から減じた額」とする。</u></p> <p>10 （略）</p>

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条 - 第五条関係）

職員の区分	職務の級		級	級
	号	俸		
	1	2	円	円
	1	2	192,800	330,600
	2	3	194,500	332,900
	3	4	196,200	335,200
	4		197,900	337,500
	5		199,700	339,800
	6		201,400	342,100
	7		203,100	344,400
	8		204,800	346,700
	9		206,600	348,900
	10		208,500	351,100
	11		210,400	353,300
	12		212,300	355,500
	13		214,000	357,700
	14		216,000	359,700
	15		218,000	361,800
	16		220,000	363,900
	17		221,900	365,900
	18		224,600	367,900
	19		227,300	369,900
	20		230,000	371,900
	21		232,800	374,000
	22		235,700	376,000
	23		238,600	378,000
	24		241,500	380,000
	25		244,300	381,600
	26		247,100	383,500
	27		249,900	385,400
	28		252,700	387,300
	29		255,500	389,200
	30		258,100	391,200
	31		260,700	393,200
	32		263,300	395,200

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条 - 第五条関係）

職員の区分	職務の級		級	級
	号	俸		
	1	2	円	円
	1	2	192,800	330,600
	2	3	194,500	332,900
	3	4	196,200	335,200
	4		197,900	337,500
	5		199,700	339,800
	6		201,400	342,100
	7		203,100	344,400
	8		204,800	346,700
	9		206,600	348,900
	10		208,500	351,100
	11		210,400	353,300
	12		212,300	355,500
	13		214,000	357,700
	14		216,000	359,700
	15		218,000	361,800
	16		220,000	363,900
	17		221,900	365,900
	18		224,600	367,900
	19		227,300	369,900
	20		230,000	371,900
	21		232,800	374,000
	22		235,700	376,000
	23		238,600	378,000
	24		241,500	380,000
	25		244,300	381,600
	26		247,100	383,500
	27		249,900	385,400
	28		252,700	387,300
	29		255,500	389,200
	30		258,100	391,200
	31		260,700	393,200
	32		263,300	395,200

70	353,600	455,100	70	353,600	457,300
71	355,700	456,700	71	355,700	458,900
72	357,800	458,300	72	357,800	460,500
73	359,600	459,800	73	359,600	462,000
74	361,500	460,800	74	361,500	463,000
75	363,500	461,800	75	363,500	464,000
76	365,400	462,800	76	365,400	465,000
77	367,400	463,600	77	367,400	465,800
78	369,100		78	369,100	
79	370,800		79	370,800	
80	372,500		80	372,500	
81	374,200		81	374,200	
82	375,700		82	375,700	
83	377,200		83	377,200	
84	378,700		84	378,700	
85	379,800		85	380,200	
86	381,200		86	381,700	
87	382,600		87	383,200	
88	384,000		88	384,700	
89	385,300		89	386,100	
90	386,600		90	387,500	
91	387,900		91	388,900	
92	389,200		92	390,300	
93	390,600		93	391,800	
94	391,800		94	393,100	
95	393,100		95	394,400	
96	394,400		96	395,700	
97	395,800		97	397,100	
98	396,800		98	398,100	
99	397,900		99	399,200	
100	399,000		100	400,300	
101	399,900		101	401,400	
102	400,900		102	402,500	
103	402,000		103	403,600	
104	403,100		104	404,700	
105	403,900		105	405,600	
106	404,900		106	406,600	
107	405,900		107	407,600	

	108	406, 900	
	109	407, 800	
	110	408, 700	
	111	409, 600	
	112	410, 500	
	113	411, 100	
	114	411, 900	
	115	412, 700	
	116	413, 500	
	117	414, 300	
	118	415, 100	
	119	415, 800	
	120	416, 600	
	121	417, 200	
	122	417, 700	
	123	418, 200	
	124	418, 700	
	125	419, 100	
	126	419, 600	
	127	420, 100	
	128	420, 600	
	129	421, 000	
	130	421, 500	
	131	422, 000	
	132	422, 500	
	133	422, 900	
	134	423, 400	
	135	423, 900	
	136	424, 400	
	137	424, 800	
再任用職員		277, 500	335, 400

	108	408, 600	
	109	409, 500	
	110	410, 400	
	111	411, 300	
	112	412, 200	
	113	412, 900	
	114	413, 700	
	115	414, 500	
	116	415, 300	
	117	416, 100	
	118	416, 900	
	119	417, 600	
	120	418, 400	
	121	419, 200	
	122	419, 700	
	123	420, 200	
	124	420, 700	
	125	421, 100	
	126	421, 600	
	127	422, 100	
	128	422, 600	
	129	423, 000	
	130	423, 500	
	131	424, 000	
	132	424, 500	
	133	424, 900	
	134	425, 400	
	135	425, 900	
	136	426, 400	
	137	426, 800	
再任用職員		278, 600	336, 700

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）（第八条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案

現行

附則

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第十五条 切替日の前日から引き続き同一の関係俸給表（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第百六十六号）以下「防衛省職員給与法」という。）別表第一若しくは別表第二、一般職給与法別表第一、別表第六から別表第八まで若しくは別表第十一、特定任期付職員等俸給表、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十五号）第三条の規定による改正前の法別表第一から別表第三まで又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十八号）第二条の規定による改正前の一般職給与法別表第十をいう。以下同じ。）の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が旧俸給月額（防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九十二号）第一号において「平成二十一年防衛省給与改正法」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、旧俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。（）に達しないこととなるもの（防衛省令で定める職員を除く。）には、平成二十六年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうちその職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者）（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の四第一項又は第四

附則

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第十五条 切替日の前日から引き続き同一の関係俸給表（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第百六十六号）以下「防衛省職員給与法」という。）別表第一若しくは別表第二、一般職給与法別表第一、別表第六から別表第八まで若しくは別表第十一、特定任期付職員等俸給表、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十五号）第三条の規定による改正前の法別表第一から別表第三まで又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十八号）第二条の規定による改正前の一般職給与法別表第十をいう。以下同じ。）の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が旧俸給月額（防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九十二号）第一号において「平成二十一年防衛省給与改正法」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、旧俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。（）に達しないこととなるもの（防衛省令で定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項に規定する特定職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を俸給として支給する。

十四条の五第一項の規定により採用された者を除く。）及び二等陸佐、二等海佐又は二等空佐以上の自衛官（防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官、医師又は歯科医師である自衛官及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。）（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を俸給として支給する。

一 平成二十一年防衛省給与改正法附則第四条の規定により読み替えられた一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。） 百分の九十九・一

二 防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける職員 百分の九十八・九四

三 前二号に掲げる職員以外の職員（一般職給与法別表第八イの適用を受ける職員、医師又は歯科医師である自衛官及び防衛省職員給与法第四条第三項に規定する第二号任期付研究員を除く。） 百分の九十九・三四

2・3 (略)
第十六条 (略)

2 前条の規定による俸給を支給される職員に関する防衛省職員給与法第二十七条の三第二項の規定の適用については、同項中「受けていた俸給月額」とあるのは「受けていた俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号。以下この項において「平成十七年防衛庁給与改正法」という。）附則第十五条の規定による俸給の額との合計額」と、「政令で定める俸給月額」とある

一 平成二十一年防衛省給与改正法附則第四条の規定により読み替えられた一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。） 百分の九十九・五九

二 防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける職員 百分の九十九・四四

三 前二号に掲げる職員以外の職員（一般職給与法別表第八イの適用を受ける職員、医師又は歯科医師である自衛官及び防衛省職員給与法第四条第三項に規定する第二号任期付研究員を除く。） 百分の九十九・八三

2・3 (略)
第十六条 (略)

2 前条の規定による俸給を支給される職員に関する防衛省職員給与法第二十七条の三第二項の規定の適用については、同項中「受けていた俸給月額」とあるのは「受けていた俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号。以下この項において「平成十七年防衛庁給与改正法」という。）附則第十五条の規定による俸給の額との合計額」と、「政令で定める俸給月額」とある

のは「政令で定める俸給月額と同条の規定による俸給の額との合計額」と、「別表第二」とあるのは「平成十七年防衛庁給与改正法第二条の規定による改正前の別表第三」と、「額を」とあるのは「額に百分の九十九・一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を」と、「による額と」とあるのは「による額にその割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とする。

のは「政令で定める俸給月額と同条の規定による俸給の額との合計額」と、「別表第二」とあるのは「平成十七年防衛庁給与改正法第二条の規定による改正前の別表第三」と、「額を」とあるのは「額に百分の九十九・五九を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を」と、「による額と」とあるのは「による額にその割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とする。